

友愛園 短期入所療養介護 料金表（多床室）【超強化型】


2024年8月1日 作成

要介護度		負担割合			1日の利用合計	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	
		1割	2割	3割							
① サービス費	要介護1	902円	1,804円	2,706円	要介護1	¥1,590	¥2,260	¥2,660	¥2,960	¥3,267	
	要介護2	979円	1,958円	2,937円	要介護2	¥1,672	¥2,342	¥2,742	¥3,042	¥3,349	
	要介護3	1,044円	2,088円	3,132円	要介護3	¥1,742	¥2,412	¥2,812	¥3,112	¥3,419	
	要介護4	1,102円	2,204円	3,306円	要介護4	¥1,805	¥2,475	¥2,875	¥3,175	¥3,482	
	要介護5	1,161円	2,322円	3,483円	要介護5	¥1,868	¥2,538	¥2,938	¥3,238	¥3,545	
② 基本加算	サービス提供体制加算Ⅰ	22円	44円	66円	介護福祉士有資格者の配置加算						
	夜勤職員配置加算	24円	48円	72円	夜間勤務の数が5名以上の配置加算（看護、介護含む）						
	在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅱ	51円	102円	153円	在宅復帰・在宅療養支援をより進めている施設と評価された場合の加算						
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円	20円	30円	介護現場における生産性の向上を図ることから、介護ロボットやICT等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善を継続的に行うとともに、業務改善の取り組みによる効果を厚生省に提出する場合						
③ 状況に応じた提供加算		1割	2割	3割	算定要件						
	個別リハビリ加算	240円	480円	720円	個別リハビリテーションを20分以上実施した場合						
	送迎加算（片道につき）	184円	368円	552円	送迎を利用した場合						
	緊急受入対応加算	90円	180円	270円	介護者が疾病にかかっていること、その他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合（7～14日）						
	重度療養管理加算Ⅰ	120円	240円	360円	要介護4又は要介護5の方で厚労省が定める医学的管理を継続して行った場合						
	療養食加算（1食につき）	8円	16円	24円	腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食						
	緊急時治療管理費	518円	1,036円	1,554円	病状が著しく変化した場合に、緊急その他やむを得ない事情により医療行為を行った場合（1月1回連続して3日程度）						
総合医学管理加算	275円	550円	825円	治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合（10日程度）							
処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金改善等を実施していると認められた場合 ※利用者負担額（①+②+③）×0.075										
実費	日常生活費（1日につき）	205円			日常生活で利用者様個々の使用する日常生活用品（消耗品）に係る費用（ハンドタオル、バスタオル、入浴用タオル、シャンプー&リンス、ボディークリーム、固形石鹸、薬用ハンドソープ、紙おしぼり、歯ブラシ、口腔ケア用ガーゼ、歯磨き粉、入歯洗浄剤、ティッシュペーパー、ゴミ袋、髭剃り、シェーブガード）						
	居住費・食費	※介護保険利用者負担段階（裏面参照）									
	チューブ代	155円			経管栄養チューブを提供した場合						
	栄養補助食品費（栄養状態に応じて）	アクアサポート（145円）／メイバランスミニ（110円）／メイバランスぎゅっとミニ（125円）アイソカルゼリー（115円） プロッカゼリー（130円）／ブリックゼリー（175円）／オルニュート（165円）／サルコファイバー（200円）／ペプチーノ（250円）									
	文書作成費用（税込金額）	利用証明書（1,100円）／領収証明書（550円）									

※サービス費、基本加算、実費を含む（パソコンの設定上、多少の誤差があります）

介護保険利用者負担段階

※所得が低い方の食費・居住費負担を減らすための措置です。手続きは市町村へ利用者様の申請に基づき、所得に応じて適応要否の確認が行われます。対象者へは市町村から「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。（注：市町村から認定の情報は施設にはありません。利用者様またはご家族様が直接、当施設へ認定証のご提示が必要です。ご提示がない場合は、減額となりません）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	介護保険負担限度額証 見本	
1割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税（世帯主及び全世帯員が市町村民税世帯非課税、市町村民税免除）の老齢福祉金受給者 ・境界層該当者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税世帯非課税（課税年金収入額＋合計所得金額の合計額が80万円以下） ・境界層該当者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税世帯非課税（課税年金収入額が80万超120万未満） ・境界層該当者 ・市町村民税課税層における特例減額措置の適用者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税世帯非課税（課税年金収入額が120万超） ・境界層該当者 ・市町村民税課税層における特例減額措置の適用者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税本人課税者 		
食材料・調理費含む	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	1,600円/日 朝：350円 昼：600円 夜：650円		
※急な「外出や外泊、入院や退所等」の場合、食費は1日分の食費請求となります。							
※食事キャンセルの届出がある場合、1食毎の計算となります。届出は2日前の午前中までに看護職員へお伝えください。							
	療養食上乘せ分	併設より入所、併設へ退所した日に請求します／1食につき80円（療養食の方のみ）					
居住費	0円	430円/日			437円/日	/	
室料と光熱水費相当分の金額です。 ※外出・外泊の期間中においても、居室が確保されていることから居住費が発生いたします。							
2割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額が160万以上（単身で年金収入のみの場合は年収280万以上） ※ただし、上記でも実質的な所得が280万に満たない場合や2人以上世帯における負担能力が低いケースについては・・・ <div style="margin-left: 40px;"> 単身：280万未満 } 1割負担となる 2人以上：340万未満 } </div>					食費・居住費については第4段階の金額と同様になります。	
3割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額が220万以上 ※ただし、合計所得金額が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円、2人以上世帯で463万円未満の場合は、2割負担又は1割負担となります。 					食費・居住費については第4段階の金額と同様になります。	